

2005 大麻を原料とする製品の輸入規制

大麻を原料とする製品については、製品等に残留する $\Delta 9$ -THC（テトラヒドロカンナビノール）が「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令」（以下、「指定政令」という。）第2条で規定される製品の区分ごとに定められた残留限度値を超えて含有する場合、麻薬及び向精神薬取締法の規制対象である「麻薬」となり、輸入することは認められていません。

具体的には、大麻草としての形状を有しないものであって当該製品に含有する $\Delta 9$ -THCが指定政令第2条に定める区分に応じた、残留限度値以下でない限り、麻薬及び向精神薬取締法の規制対象である「麻薬」に該当することとなりますので、麻薬輸入業者が厚生労働大臣の許可を受けた場合又は自己の疾病の治療の目的で携帯して入国することについて厚生労働大臣の許可を受けた場合を除き、輸入することはできません。

大麻を原料とする製品の取扱い等で不明な点については、厚生労働省の各地方厚生（支）局の麻薬取締部へご照会ください。

なお、「大麻草の種子」を輸入するためには、地方厚生（支）局が発行する熱処理等により発芽不能処理を施したものであることを証する書類、及び植物防疫所の検査に合格したことを証する植物検査合格証明書が必要です。

（参照1）厚生労働省ホームページ（地方厚生（支）局所在地一覧）

（参照2）厚生労働省ホームページ（薬物乱用防止に関する情報）

（関税法第69条の11、麻薬及び向精神薬取締法2条、第13条、第14条、別表第1第42号、43号、78号、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令第2条、植物防疫法第8条、第9条、輸入貿易管理令第3条（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表 三 8（1））